

大川広域行政組合会計年度任用職員の任用に関する規則

〔 令和元年12月25日
規則 第13号 〕

(趣旨)

第1条 大川広域行政組合に勤務する会計年度任用職員の任用については、他の法令等に定めのあるもののほか、この規則に定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 会計年度任用職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第1号及び第2号に掲げる職員をいう。
- (2) 任期の更新 会計年度任用職員の勤務実績を考慮した上で、当該会計年度内において同一の者が同一の職に引き続き任用されるものをいう。
- (3) 再度の任用 任期（更新した場合は、更新後の任期）満了後、会計年度任用職員であった者を競争試験又は選考による客観的な能力の実証を経て、再度会計年度任用職員として任用することをいう。
- (4) 任用可能期間 会計年度任用職員を任用する日から同日の属する会計年度の末日までの期間をいう。

(任用を行うことができる場合)

第3条 任命権者は、必要性を判断の上、一会計年度を超えない範囲内で置く非常勤の職（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を除く。）に会計年度任用職員を任用することができる。

(新規の任用)

第4条 任命権者は、会計年度任用職員を新たに任用しようとするときは、公平、公正及び透明性の観点から、原則として、募集による競争試験又は選考により客観的な能力の実証を経て任用するものとする。ただし、会計年度任用職員を任用しようとする職の職種の特殊性等から募集によることが適当でないと認められるときは、この限りでない。

(任期及び更新)

第5条 会計年度任用職員の任期は、任用可能期間の範囲内で任命権者が定める期間とする。ただし、任命権者が必要と認めたときは、任用可能期間の範囲内において更新することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、公務上以外の負傷又は疾病による病気休暇を承認されている会計年度任用職員が任期が満了する日までに職務に復帰する見込みがないときは、任命権者は、その任期を更新することができない。

(再度の任用)

第6条 任命権者は、第4条に規定する募集による競争試験又は選考により客観的な能力の実証を経た場合に限り、会計年度任用職員の再度の任用をすることができる。ただし、会計年度任用職員を任用しようとする職の職種の特殊性等から募集によることが適当でないと認められるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、任命権者は、会計年度任用職員を任期（更新した場合は、更新後の任期）満了時に任用していた職と同一の職種の職に任用しようとする場合に限り、第4条に規定する募集を行わず当該会計年度任用職員の従前の勤務実績に基づく客観的な能力の実証により再度の任用をすることができる。

3 前条第2項の規定は、会計年度任用職員の再度の任用について準用する。

（任用通知）

第7条 任命権者は、第4条の規定により会計年度任用職員を新たに任用するとき、第5条の規定により任期を更新するとき又は前条の規定により再度の任用をするときは、当該会計年度任用職員に対しその旨を通知するものとする。

2 任命権者は、前項の規定による通知と併せて任期、職種、勤務場所その他当該会計年度任用職員の勤務に関する事項（第9条において「勤務条件等」という。）を通知するものとする。

（服務の宣誓等）

第8条 会計年度任用職員に任用（再度の任用を含む。）された者は、任命権者に対し法第30条から第38条までに規定する事項のほか任命権者が定める事項を遵守する旨の宣誓をしてからでなければ、その職務を行ってはならない。ただし、任命権者が、天災、事変その他緊急な事態に際し必要があると認めるときは、この限りでない。

2 会計年度任用職員に係る法第35条の規定による職務に専念する義務の特例については、正規職員（大川広域行政組合職員の定数に関する条例（昭和48年大川地区広域行政振興整備事務組合条例第7号）の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）の例による。

3 会計年度任用職員（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員に限る。）は、法第38条第1項に規定する営利企業に従事等しようとするときは、その旨を任命権者に届け出なければならない。

（勤務条件等の変更）

第9条 任命権者は、任期の途中で、又は第5条第1項ただし書の規定による任期の更新に際し、会計年度任用職員の同意を得た上で当該会計年度任用職員の勤務条件等（職種及び業務内容を除く。）を変更することができる。

2 任命権者は、前項の規定により会計年度任用職員の任期の途中で勤務条件等を変更したときは、その旨を当該会計年度任用職員に通知するものとする。

3 任命権者は、第6条第1項の規定による再度の任用の場合を除き、会計年度任用職員の勤務条件等を変更することはできない。

（退職等）

第10条 会計年度任用職員の任期が満了したとき又は会計年度任用職員が死亡したときは、別に通知することなく解職されたものとする。

2 会計年度任用職員は、任期の途中において退職しようとするときは、原則として、その退職しようとする日の30日前までに退職願を所属長を経て任命権者に提出しなければならない。

（その他）

第11条 この規則に定めるもののほか、会計年度任用職員の任用に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、令和元年12月25日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則により新たに任用する会計年度任用職員の募集等に必要な準備行為は、この規則の施行日前においても、行うことができる。